

国民健康保険

国民健康保険料 算定方式の変更

本年度から国民健康保険料の算定方式を、これまでの4方式（所得割・資産割・平等割・均等割）から資産割を廃止し、3方式（所得割・平等割・均等割）に変更しました。

資産割があることで、実収入にあわない保険料負担をしなければならないという問題がありましたが、資産割を廃止することでより実収入にあった保険料負担となります。

資産割……………実収入にあわない保険料負担をしなければならない
 資産割を廃止……………より実収入にあった保険料負担となる

【これまでの保険料算定方式】

所得割
加入者の収入に応じ計算する

平等割
一世帯にいくらと計算する

資産割
加入者の資産に応じ計算する

均等割
加入者数に応じ計算する

【これからの保険料算定方式】

所得割
加入者の収入に応じ計算する

平等割
一世帯にいくらと計算する

均等割
加入者数に応じ計算する

国民健康保険料の納入（仮算定と本算定）

国民健康保険料は、5月・6月と8月以降の毎月の年間10期に分けて納めることになっています。保険料は納期限までに納めましょう。

仮算定…1期（5月）と2期（6月）

仮算定は、年度当初の財源を確保することで健康保険財政の円滑な運営を図るとともに、納入義務者の納期1回あたりの負担を軽減するために設けられています。

本算定…毎年8月

前年中の所得を基礎に、その年の1年間（4月から翌年の3月）の保険料が確定されます。確定された保険料額から仮算定の保険料額を差し引いた額を、8月以降の残りの納期に分けて納めることとなります。

納期限	4月	5月 (5月31日)	6月 (7月2日)	7月	8月 (8月31日)	9月 (10月1日)	10月 (10月31日)	11月 (11月30日)	12月 (12月25日)	1月 (1月31日)	2月 (2月29日)	3月 (3月25日)
納期	—	第1期	第2期	—	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
		仮算定			本算定							

※1期・2期と3期以降では保険料額が異なることがあります。

※仮算定額が本算定額より多い場合は、過納金を還付します。

☎北勢庁舎 保険年金課 ☎72-3829 ☎72-3334

聴覚・言語障害者用の緊急通報FAX番号変更のお知らせ

新しいFAX番号 ……（局番なし） **119**

旧のFAX番号 …… **24-4119**

※当分の間は、旧のFAX番号も使用可能です。

緊急通報用のEメールアドレスもありますので、お知りになりたい方は桑名市消防署または、大安庁舎社会福祉課（☎78-3511）へお問い合わせください。

☎桑名市消防署 ☎24-0119 ☎24-5286